

東近江市布引山霊苑利用申込者の皆様へ

東近江市布引山霊苑の利用申込対象者は、市内に住所又は本籍地がある世帯主か、戸籍筆頭者です。

利用申込をされる方は、下記のとおり手続きをお願いします。

墓地の利用は、許可証発行日以降になりますので御注意ください。

1 「東近江市墓地利用許可申請書」の提出

添付書類： 本籍及び続柄記載の住民票

〔 ※利用申込者の住所が市外の場合、追加書類に
墓地利用代理人指定届または代理人未選定申立書 〕

2 「使用料」及び「管理料」の納入

納入金額： 使用料 330,000円 (永代使用料)

管理料 70,000円 (10年分)

納入期間： 納入書発行日の翌日から2週間以内

納入方法： 発行した納入書にて、納入書に列記されている金融機関等で納入してください。

使用料及び管理料の納入確認後、「東近江市墓地利用許可証」を発行いたします。
(郵送)

*利用墓地について

利用される区画にはカロート（焼骨収蔵施設）が埋め込まれており、その表面のプレートに区画番号を表示しています。

例えば、A区1列7番であれば「A-1-7」と表示しています。



※ 空き区画には「募集区画」の記載があるプレートが設置されています。申込が入り次第、撤去していただきますが、業務の都合上、既に申込があった場合でも撤去ができていない場合がありますので、空き状況の確認は環境政策課へ問合せください。



※ 墓石を設置する期限や、墓石業者の指定はありません。

墓地を利用される方へ

墓地を利用される方は、次の事項を熟読いただき、適正に墓地を利用してください
ますようお願いいたします。

- 1 墓地は、焼骨の埋蔵、墓石等の設置以外に使用することはできません。
- 2 墓地の利用権は、他人に転貸し又は譲渡することはできません。
- 3 墓地の利用権は、相続人又は親族で祖先の祭祀を主宰する者に限り承継することができます。「墓地利用権承継許可申請書」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・利用者 と 承継者の関係がわかる戸籍謄本
・承継者の住民票
・墓地利用許可証
・（承継者の住所が市外の場合）墓地代理人指定届

- 4 墓地に墓石等を設置しようとするときは、「墓石等設置工事届出書」に関係書類を添えて提出してください。
- 5 墓地に焼骨を埋蔵しようとするときは、「焼骨収蔵届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・火葬許可証（又は改葬許可証）
・墓地利用許可証

- 6 利用者が、住所・氏名を変更したときは、「住所等変更届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕 ・墓地利用許可証
・（利用者の住所が市外になった場合）墓地代理人指定届

- 7 墓地利用許可の取消し

利用者が次の各号に該当するときは、利用許可を取り消すことがありますので御注意ください。

- (1) 偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 所定の管理料を納入しないとき。
- (3) その他、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

8 墓地の返還

墓地が不用になったとき又は利用許可を取り消されたときは、原状に復し返還してください。「墓地返還届」に次の書類を添えて提出してください。

〔添付書類〕・墓地利用許可証

9 墓地利用権の消滅

墓地の利用者が、次の各号の一に該当するときは、その利用権は消滅します。

- (1) 利用者が死亡し、相続人又は親族で祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 利用者の住所が7年以上、明らかでないとき。

10 行為の禁止

利用者は、墓地において次の行為をしてはいけません。

- (1) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は樹木を折損すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 許可なくして行商、募金、その他これに類する行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、墓地の適正な管理を妨げる行為

11 使用料及び管理料

納入された使用料及び管理料は返還いたしません。(例：墓地を返還する場合)
管理料は、10箇年分ずつ前納していただきます。

12 墓地利用中に生じた天災等、不可抗力による墓石等の損害については、市はその責を負いません。

13 墓石等は別表の基準により設置してください。

別 表

布引山霊苑 墓石等の設置基準

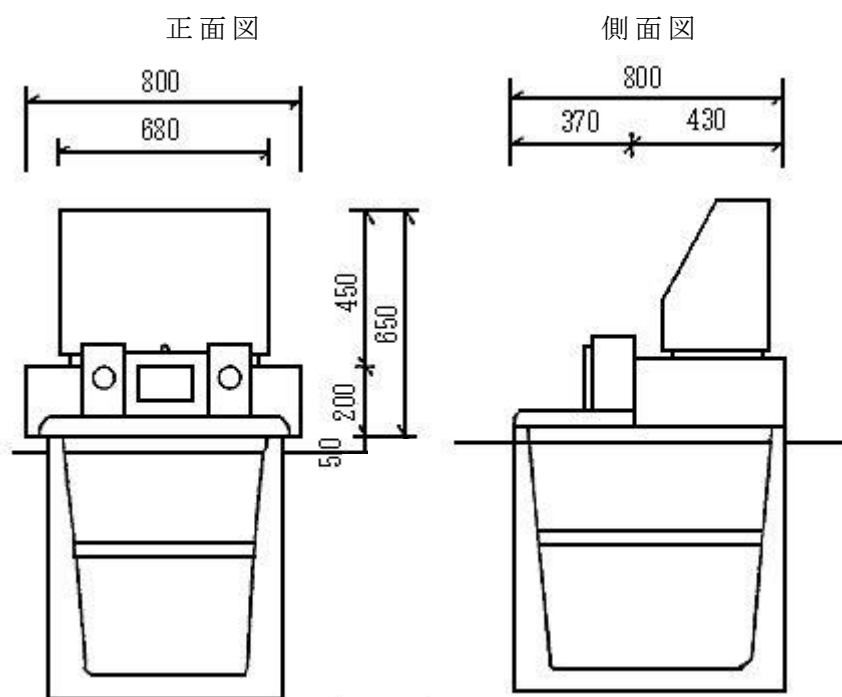
1 設備

- ア 墓石は1基とし、香花立は1基又は1対とすること。
- イ 墓碑又は墓石の正面は、原則として通路に面して平行に設置すること。
- ウ 市が設置したカロートを移動又は撤去しないこと。
- エ 地蔵尊、上屋類及び外柵は、設置しないこと。
- オ 植栽はしないこと。
- カ 墓碑の家名は、利用者以外の姓を刻まないこと。

2 墓碑

- ア 墓碑は、下図の寸法を超えないこと。

墓地標準姿図



[単位：ミリメートル]

- イ 塔婆は、設置しないこと。

3 区画、列番の表示

墓碑の台石側面（正面向かって、奇数列は左側、偶数列は右側）に区画及び列番を彫刻すること。

例) 第B区2列9番はB-2-9